

アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤によるアドレナリンの投与対象拡大についての実証事業について

現行の法制度下では、救急救命士は、アナフィラキシー重度傷病者に対して、傷病者がアドレナリンの自己注射製剤（エピペン®）を交付されていない場合に、エピペン®を使用することができませんが、今般、厚生労働省「救急医療の現場における医療の関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループ」における議論を踏まえて、厚生労働省により必要な法令等の整備が行われた上で、実施体制の整った地域において、救急救命処置として、エピペン®の交付を受けていないアナフィラキシーの重度傷病者に対し、医師の具体的指示下にエピペン®を用いたアドレナリンの筋肉内投与を先行的に行う実証事業が行われることになりました。

このような中、当消防本部が参画する泉州地域メディカルコントロール協議会が実証事業を実施する地域として指定されました。

この事業は、必要な研修を修了した救急救命士が、新救急救命処置としてアドレナリン製剤を処方されていない傷病者に対しても、定められたプロトコルに基づき観察を行い、アナフィラキシーによるショック状態と認められた場合は、医師からの指示を受けアドレナリン製剤を投与することができるもので、当消防組合からは、本部救急隊が参加します。

他の救急救命処置と同様に、処置を行う場合には、傷病者や関係者に処置を行う説明と同意を得た後に実施します。

1人でも多くの命を救うため、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 新救急救命処置（アドレナリン製剤の投与）の概要

